

平成23年3月16日
健康福祉事業本部
児童青少年部青少年課

平成23年度「練馬子ども議会」の開催について

1 目的

子どもたちの健全育成を願い「練馬子ども議会」を下記の目的により実施する。

(1) 区政に関する意見の聴取

子どもたちが日ごろ疑問に思っていることや希望など、豊かな感性から出された意見を区が聴取し、区政に反映させる機会とする。

(2) 区政や区議会や選挙の仕組みについての啓発

議員として子ども議会を経験することにより、区政や区議会の仕組みについて学習するとともに、選挙の仕組みについて理解を深め、区政について関心を深める機会とする。

(3) 子どもの権利の周知・啓発

子どもたちが意見を表明する機会を確保することにより、子どもの権利について、広く周知・啓発する機会とする。

2 開催期日

平成23年7月22日（金） 13:30～15:00 委員会

平成23年8月 1日（月） 14:00～16:00 本会議

3 開催場所

練馬区役所西庁舎本会議場および各委員会室

4 子ども議員数

46～50名

(内訳)

区立中学校（全34校）から各1名	34名
国立中学校（1校）から1名	0～1名
都立中学校（1校）から1名	0～1名
私立中学校（4校）から各1名	0～4名
ジュニアリーダー養成講習会中級生および中級修了生（中学生）から	10名

5 実施内容

(1) 委員会

① 委員会の構成

・危機管理・企画・区政全般にわたる分野についての委員会

- ・区民生活分野についての委員会
- ・健康福祉分野についての委員会
- ・環境まちづくり分野についての委員会
- ・教育分野についての委員会

※委員会名は学習会で子ども議員が決める。

② 委員長

委員会ごとに2名、子ども議員の中から選任する。

③ 進め方

- ・委員会前半・後半で委員長を交代し、子ども議員全員が質問し、理事者が答弁する。
- ・各委員会において、子ども議員は質問の概略を事前に提出する。
- ・各委員会への出席理事者は、委員会を所管する事業本部長、部長（室長、局長）、経営課長（学校教育部庶務課長）および質問項目に該当する課長とする。

(2) 本会議

① 議長

子ども議員の中から選任する。

② 進め方

各委員会から2分野の意見表明（計10組）を行い、理事者が答弁する。
本会議への出席理事者は実際の本会議出席理事者と同様とする。

(3) 学習会

- 第1回学習会 6月 8日（水）16：00～18：00

子ども議会概要説明、議長等の選出、委員会づくり

- 第2回学習会 6月19日（日）13：00～18：00

区政・区議会・選挙制度等の学習、本会議質問グループづくり、
本会議質問内容検討、本会議質問原稿作成・提出

- 第3回学習会 7月 6日（水）16：00～18：00

委員会リハーサル、本会議質問原稿修正・提出

- 第4回学習会 7月22日（金）15：15～17：15

本会議リハーサル、本会議質問原稿確認・修正・提出

(4) 報告書

練馬子ども議会の報告書（500部）を作成し、区内各小中学校等に配布する。

6 周知方法

区報 7月11日号（開催案内）、区のホームページ等に傍聴席の用意も含め、関連記事を掲載する。

7 予算額

844,000円(子ども議員交通費、記念品、消耗品、議事録作成委託料、印刷製本費)